

埼玉県サーキュラーエコノミー型製品等に係るカーボンフットプリント算定支援等業務委託業務委託に係る企画提案競技に関する質問への回答

令和7年10月7日

| No. | 質問項目      | 質問内容                                                                                                                                 | 回 答                                                                                                                                                                                                                                        |
|-----|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 仕様書 4 (1) | CFP算定を実施する社数の条件はございますでしょうか。(最低 2 社など)                                                                                                | 当該企画提案募集要項に記載のとおり、社数は審査基準の項目とさせていただいておりますが、最低条件はございません。履行期限内に本事業の目的を達するために必要な社数を、企画設定してください。                                                                                                                                               |
| 2   | 仕様書 4 (1) | 算定する製品数は 1 社あたり 1 製品でしょうか。2 製品以上でしょうか。                                                                                               | 1社1製品のみという制限は設けておりません。選定事業者様からの要望により、必要に応じて2製品以上になる可能性も想定はしております。                                                                                                                                                                          |
| 3   | 仕様書 4 (1) | 想定される選定事業者数、対象製品数及び業種（製品種類）をご教示ください。                                                                                                 | 質問No.1及びNo.2に対する回答を御確認ください。業種については、埼玉県CE分科会会員事業者の中からの選定となりますので、以下URLページの「会員情報」をご参照ください。<br><a href="https://www.pref.saitama.lg.jp/a0507/circular/platform/main.html">https://www.pref.saitama.lg.jp/a0507/circular/platform/main.html</a> |
| 4   | 仕様書 4 (2) | 基本的に選定事業者自らが、受託者が提供する算定ツールを用いてCFP算定を行うという理解でよろしいでしょうか。また、比較対象となる原料に天然資源を用いた製品のCFP算定も、基本的に選定事業者自らが実施するのでしょうか。                         | 基本的に、本業務受託者様が、算定事業者のCE型製品等に係るCFP算定を実施していただけます。また、比較対象とする天然資源を用いた製品に係るCFP算定についても、対象事業者から情報を取得の上、受託者様が実施することを想定しております。                                                                                                                       |
| 5   | 仕様書 4 (2) | LCIデータベースAIST-IDEAの使用は、コンサルティングを行う側と受ける側の双方が、有効期限内のAIST-IDEAを保有することが条件になると認識しております。コンサルティングを受ける側である選定事業者がライセンス料を負担するという認識でよろしいでしょうか。 | 質問No.4のとおり、受注者様がCFP算定を実施していただくため、ライセンス料につきましては受注者様が、御負担いただく形となります。                                                                                                                                                                         |
| 6   | 仕様書 4 (2) | 選定事業者への研修はオンライン開催かつ 1 回という認識でよろしいでしょうか。                                                                                              | 研修実施方法に指定はありませんので、御質問の対応でも問題はございません。選定事業者が今後、自らCFP算定を実施できるようにしていただくための効果的な方法により、実施いただくようお願いします。                                                                                                                                            |
| 7   | 仕様書 4 (2) | CFPの研修実施は各社ごとでしょうか。合同実施可能でしょうか。                                                                                                      | 質問No.6に対する回答を御確認いただくとともに、以下の点に御留意ください。<br>1)具体的な算定結果を用いた個社ごとへのフィードバックは、研修実施内容に含めてください。<br>2)研修を合同実施される場合は、各社のCFP算定結果や算出元のデータ等を対象企業の許可なく、取り上げないでください。                                                                                       |